

令和7年4月4日

市民の皆さまへ

庄原市役所 口和支所長
(総務係)

Tel. 0824-87-2111

fax. 0824-87-2057

行政文書の発行について

令和7年4月4日付けの行政文書をつぎのとおり発行します。



<回覧>

1	外来診療体制の変更について(お知らせ)	西 城 市 民 病 院
2	住宅リフォーム支援事業のご案内	環 境 市 建 設 備 部 課
3	環境しょうばら	環 境 建 設 部 課
4	まちづくり応援補助金のご案内	企 画 振 興 部 課
5	令和7年度有害鳥獣防除事業実施のお知らせ	企 画 振 興 部 課
	優良運転者表彰の申請受付について	総 務 管 理 部 課
6	令和7年度・前期 手話入門講座のご案内	生 活 福 祉 部 課
	令和7年度 要約筆記入門講座のご案内	生 活 福 祉 部 課
7	全国大会出場者壮行式・賞賜金対象者の基準が変わりました	教 育 学 習 部 課
	庄原市西城温水プール「水夢」前期幼児スイミング教室開催	教 育 部 室
8	田園文化センターだより	田 園 文 化 セ ン タ ー
9	春の美クリーン運動	口和地区公衆衛生推進会
10	やまどり	口 和 駐 在 所
11	防犯ひろしま	広 島 県 防 犯 連 合 会

<各戸配布>

1	広報しょうばら4月号	総 行 政 務 管 理 部 課
3	NEW庄原市民会館だより	教 育 学 習 部 課

春の 美クリーン運動



春の美クリーンは、ゴミの収集とペットボトルキャップの収集を行いますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

と き 令和7年4月27日(日) 朝7時より

搬入先 口和自治振興センターの裏

※搬入先間違いが発生しておりますので、ご注意ください。

ゴミの収集



町内一斉に、道ばた等に投棄されたゴミの収集を行います。

ゴミは3種類(①燃えるゴミ ②燃えないゴミ ③粗大ゴミ)に分別してください。

★ 家庭ごみについては、出さないでください ★

飲料水のペットボトルキャップの収集

世界の子どもたちにワクチンを届けるため、引き続きこの運動に取り組みます。

お願い

ペットボトルキャップは、汚れていては回収してもらえないため、汚れを落とし、よく乾かしたものを搬入してください。

問い合わせ：口和地区公衆衛生推進会事務局(庄原市役所口和支所産業建設係内)
電話： 0824-87-2113

主催：口和地区公衆衛生推進会／口和自治振興区

山岳遭難の防止～安全で楽しい登山を～

行楽シーズンを迎え、家族やグループで春山登山をされる方も多くおられますが、体力・技術・経験に応じた山を選び、現地の気象や登山ルート状況などをよく確認しましょう

○ 無理のない計画と登山届（登山計画書）の提出

～登山アプリの活用～

○ 十分な装備・服装・食料の携行

○ 現地の気象や状態の事前把握

○ 複数人での登山の励行

を心掛け遭難事故防止に努め楽しいシーズンにしましょう。



広報

やまどり

発行
庄原警察署
口和駐在所
佐々木 淳広

72-0110



交通安全

～安全速度と車間距離を大切に～

口和町管内の交通事故件数（R6.1月～12月）

- 人傷事故 1件（+1）
- 死亡事故 0件（±0）
- 物損事故 23件（-2）

※（）内は昨年（R5）比

令和7年4月、口和町は死亡事故ゼロ日数4,000日を迎えます。大切な人のために安全速度と車間距離を意識した運転をお願い致します。



庄原警察署管内の事件・事故発生状況

区分		2月末現在	前年同月比
事件	刑法犯		
	窃盗犯	4件	-7件
	その他	5件	-1件
	合計	9件	-8件
事故	特殊詐欺	0件 0万円	±0件 ±0万円
	人身事故		
	件数	6件	+2件
	死者	0人	±0人
事故	負傷者	7人	±0人
	物損事故	172件	+59件

※※数値は令和7年2月末時点の暫定値

～春の交通安全運動について～

「てをあげて くるまにおしらせ ぼくはここ」

令和7年4月6日（日）から4月15日（火）までの間、春の交通安全運動が実施されます。

こどもを始めとする歩行者が、安全に通行できる道路交通環境の確保と正しい横断方法の再確認、歩行者優先意識の徹底と、「ながら運転」等の根絶やシートベルト・チャイルドシートの適切な使用を心がけ交通事故死ゼロを目指しましょう。



庄原警察署

口和駐在所 速報

危険

野焼きに注意！

春に向けた田畑の準備で、『野焼き』や『草焼き』をする時季が近づいています。

この時季は、空気が乾燥しているため、周りの草や木に燃え移って「大きな火事になる危険性」が高まります。

できる限り、野焼きをしないようお願いします。

Q.どうしても野焼きをする場合はどうすればいいの？



畑仕事などで野焼きをする場合は、次のルールを必ず守ってください。

1. 風が強い日には焼かない
2. 火が消えるまでそばを離れない
3. 消火に十分な水を近くに準備する

ルールを守ったとしても、他人の敷地や山林、建造物などに火が燃え移ってしまった場合には、

※軽犯罪法違反

※森林法違反

※失火罪

に問われることがあります。

庄原警察署では、野焼きを原因とする火災で、

令和6年 4件

令和5年 7件

の事件を検挙しています。

また、家庭ごみなどを燃やすことも犯罪です。